

令和6年度入所での主な変更点

● 申請方法について

電子申請での提出が可能となりました。

電子申請は、マイナンバーカードを使用したオンライン手続きです。（一部手続きはマイナンバーカード不要）

電子申請が可能な手続きで準備するもの等、詳細は市ホームページをご覧ください。

（電子申請が可能な手続き例）

- ・ 保育施設等入所申請
- ・ 変更及び不足書類の提出

● 申請書類について

・ 就労証明書

就労証明書については、従来、市独自様式を使用しておりましたが、就労証明書を作成する企業等事業者の負担を軽減するため、令和6年度申請より、国が定める標準的な様式を使用することとしました。

・ その他の書類

毎年、様式の見直しを行い、修正を行っています。

令和6年度申請においては、令和6年度保育施設等入所案内に記載する様式を使用してください。

● 利用調整の基準について

種別	項目	変更内容
基準指数	就労	就労証明書の様式を国が定める標準様式にしたことにより見直し （主な変更点） ・ 就労時間と区分を変更 ・ 就労時間は契約内容に基づく（R5は、就労実績に基づく） ・ 就労時間には休憩時間を含む（R5は、休憩時間を含まない）
調整指数	内職	項目の削除
	転園希望	なないろ保育園からの転園申請に対する特例（4月1日入所に限る）
	同時申請	くりのみ保育園及びさくら保育園からの特例対応について、加点対象をきょうだいの利用希望保育施設が全て同一施設である場合に限定
	特例申請	くりのみ保育園及びさくら保育園からの特例対応について、加点を変更
優先項目	保育士優先	保育士優先を調整指数表から削除し、優先項目に追加

● 施設について

- ・ 「くりのみ保育園」及び「さくら保育園」は、令和5年4月から0歳児クラスの定員を0人とし、その後段階的に定員を縮小し、令和9年度末（令和10年3月31日）をもって段階的縮小を完了（廃園）することとなります。